

市政情報

「事業系ごみ」減量のお願い

商店、事務所、飲食店など事業活動で生じた事業系ごみは、事業者自らの責任で適正に処理しなければならないことや再生利用等を行い減量に努めること等が法律で規定されています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)。

事業系ごみはクリーンステーション(ごみ集積所)には出せませんので、事業系一般廃棄物は、市の施設(クリーンセンター等)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼するなど適正処理をお願いします。なお、産業廃棄物は市の施設への持込はできません。

事業者の皆様は「簡易包装の推進」「食品廃棄物や古紙の資源化」により、発生・排出抑制に努めるなど、ごみの減量化・資源化を積極的に進めていただきますようお願いします。

廃棄物対策課
☎21-1401 ☎23-7700
クリーンセンター
☎34-5550 ☎34-5125 市HP



埼玉県最低賃金の改正

10月1日(日)から埼玉県最低賃金は時間額1,028円(引上げ額41円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり1,028円以上かどうか必ず確認しましょう。なお、一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。

埼玉労働局賃金室
☎048-600-6205
川越労働基準監督署
☎049-242-0891

フードドライブを実施します

食品ロス削減を推進するとともに、ひとり親家庭等の生活困窮者を支援するため「フードドライブ」を実施します。家庭でできる食品ロス削減の取組とフードドライブにご協力をお願いします。

日10月10日(火)~13日(金)

市社会福祉協議会
廃棄物対策課、社会福祉課、子育て支援課、各窓口

回収対象品
・賞味期限が明記され、1か月以上先のもの
・未開封で包装や外装に破損がないもの
・常温保存できるもの(生鮮食品、アルコール類以外のもの)

※10月14日(土)開催予定の東松山市産業・環境フェスタの会場でも受け付けます。イベント情報は14ページをご確認ください。

市社会福祉協議会
☎23-1251 ☎23-8898
廃棄物対策課
☎21-1401 ☎23-7700 市HP



DNA鑑定による戦没者遺骨の返還

DNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定して、ご遺族のもとへ遺骨を返還する事業を厚生労働省が行っています。対象地域や申請方法などの詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

対戦没者のご遺族
郵送料のみ(DNA鑑定料は国が全額負担)

厚生労働省戦没者遺骨鑑定推進室
☎03-3595-2219
社会福祉課
☎21-1455 ☎24-6066



三菱UFJ銀行の市税等の窓口納付終了

納付書の窓口納付の取扱いが、令和6年3月29日(金)をもって終了します。なお、口座振替による納付は引き続き利用できます。

会計課 ☎21-1404 ☎24-4475

マイナンバーカード「出張申請受付」のご案内

市では、市役所まで来庁せずにマイナンバーカードの申請・受取ができる出張申請受付を実施しています。当日は、市職員が出向き、その場で写真を撮影し、インターネットを利用して申請手続を行います。マイナンバーカードは約1か月後に、本人限定受取郵便等でお届けします。

福祉施設等での申請受付

高齢者や障害者などマイナンバーカードの取得に支援が必要な人は、市職員が施設や個人宅などに出向き、一括して申請受付を行います。実施までのスケジュールは、施設の規模や申請人数により異なりますので、事前にご相談ください。

日平日午前9時30分~午後4時

申電話又はFAXで実施希望日の2週間前までに市民課へ。

各市民活動センターでの申請受付

市内の各市民活動センターを会場に、月1回、出張申請受付を実施しています。日程等の詳細は市HPをご確認ください。

申電話で実施日の前日までに市民課へ。

共通事項

持通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)、身分証明書

問市民課 ☎21-1402 ☎23-2234



印鑑登録と印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、不動産の売買、登記やローンの設定、自動車の購入など、さまざまな契約手続に必要な書類です。

印鑑登録できる人 東松山市に住民登録をしている人(15歳未満の人を除く)

登録できる印鑑 8ミリメートル四方の正方形に収まらない大きさで、25ミリメートル四方の正方形に収まる大きさ。ただし、三文判や変形しやすい印鑑、家族で同じ印鑑の登録はできません。外国人住民が「通称」や「カタカナ氏名」の印鑑を登録する場合は、別途届出が必要です。

登録できる場所 市民課

印鑑登録の手続 登録方法により、登録証の交付日が異なります(次の表を参照)。

登録方法	即日登録	持ち物
本人が来庁し、官公署発行の顔写真付きの証明書があるとき	可	・登録する印鑑 ・官公署が発行している顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
本人が来庁し、官公署発行の顔写真付きの証明書がないとき	保証人あり	可 ・保証人欄に東松山市で印鑑登録をしている人の署名と登録印が押印された印鑑登録申請書 ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類(健康保険証等)
	保証人なし	不可 登録申請時 ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類(健康保険証等) 登録証交付時 ・登録する印鑑 ・本人確認ができる書類(健康保険証等) ・申請受付後、本人宛てに送付された印鑑登録照会書
本人が来庁できない(代理の人が申請する)とき	登録申請時	不可 ・登録する印鑑 ・委任状(委任者の署名・押印(登録する印鑑)のあるもの) ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証等)
	登録証交付時	不可 ・登録する印鑑 ・登録者の本人確認ができる書類(運転免許証等) ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証等) ・申請受付後、本人宛てに送付された印鑑登録照会書

印鑑登録証明書の交付請求

必要な人の印鑑登録証(印鑑登録カード)を市民課又は市民活動センターの窓口で持参し、交付請求書に登録者の住所、氏名、生年月日を正確に記入できれば、本人以外の人でも交付請求することができます。本人が運転免許証等の本人確認書類や登録印を持参しても印鑑登録証(印鑑登録カード)の提示がない場合は、証明書の交付はできませんのでご注意ください。マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から取得することもできます。

印鑑登録証や登録印を紛失した場合

盗難や亡失により印鑑登録証(印鑑登録カード)や登録印を紛失した場合は、印鑑登録の廃止手続をしてください。なお、廃止手続後に印鑑登録証明書が必要となった場合には、改めて印鑑の登録手続をしてください。

問市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターまで提出してください。なお、様式は市HPからダウンロードできます。



届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき (処理対象人員が50人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

申・問環境センター ☎24-2888 ☎24-2838